

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	16-1
処分の種類	動物愛護センター 入館の制限			
根拠法令条例等・条項	長野県動物愛護センター管理規則第5条			
処分の概要	動物愛護センターの入館の制限			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○長野県動物愛護センター管理規則第5条 (入館の制限) 第5条 所長は、めいていしている者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	長野県動物愛護センター条例第7条			